

事業者システム 201804 (ver1.5) による改修点

①令和元年度 10 月実施の障害福祉サービス報酬改定対応

簡易入力システムで作成した請求データを事業者システムに取り込んで明細書等の管理を行う事業所向けに、以下内容に対応したシステムの修正を行いました。

- ・消費税対応に伴う基本報酬の単価の改定されたため、請求サービスコードの修正。
- ・新しい報酬区分「特定処遇改善加算」に対応するための請求明細管理及び事業者管理情報の修正。

②移動支援事業に関する修正

(1)「01 対象者管理」の入力について

- ・支給決定サービスの入力がない場合に、以下のエラーメッセージが表示されます。

(2)「03 提供実績管理」の入力について

- ・利用量が契約支給量を超えた場合に、以下のエラーメッセージが表示されます。

- ・控除時間が 120 分以上となる場合に、以下のエラーメッセージが表示されます。

利用実績管理画面の「提供実績管理」タブが選択されています。エラーメッセージボックスが表示されています。

日	曜日	移動	支援	計	面	控	除	算定時間	内訳(分)	算定時間	利用											
時間	開始時間	終了日	終了時間	時間	時間	時間	時間	時間	不可欠	その他	時間											
09	水	10:00	9	18:00	8	時間	00	4	13:00	9	15:00	2	時間	00	分	360	分	360	分	0	時間	1

- ・提供時間の開始時間と終了時間が逆転する場合に（例：開始 10:00～終了 9:00）、エラーメッセージが表示されます。

利用実績管理画面の「提供実績管理」タブが選択されています。エラーメッセージボックスが表示されています。

日	曜日	除	算定時間	内訳(分)	算定時間	利用	片道	利用者負担	提供時間	サービス提供者名
時間	時間	分	不可欠	その他	時間	形態	支援	相当額	開始時間	終了時間
00	水	00	120	分	120	0	0	時間	10:00	09:00

③デイサービス型地域活動支援事業に関する修正

「03 提供実績管理」の入力について

- ・提供日が同日の実績について 2 行の入力を行うと、以下のエラーメッセージが表示されます。

利用実績管理画面の「提供実績管理」タブが選択されています。エラーメッセージボックスが表示されています。

日	曜日	サービス	提供時間	算定	利用者負担	本	人				
時間	開始時間	終了時間	食事	入浴	送迎	費用	費用				
01	火	09:00	18:00	1	1	2	1	¥0	0円	0円	0円
01	火	09:00	18:00	1	1	2	1	¥0	0円	0円	0円

- ・入力した利用日数が契約支給量を超えた場合に、以下のエラーメッセージが表示されます。

The screenshot shows a software interface for data entry. At the top, there's a header bar with '地域身体Ⅱ 10日/月'. Below it, there are tabs for '加算情報' and '徴収金額入力'. The main area is a table with columns for '日' (Date), '曜日' (Day of Week), 'サービス提供時間' (Service Provision Time), '食事' (Food), '入浴' (Bathing), '送迎' (Transportation), '算定日数' (Calculated Days), '利用者負担額相当額' (User Burden Amount Equivalent), and '本費' (Basic Fee). The table contains data for days 01 through 11. An error message dialog box is overlaid on the table, titled '支給量確認' (Disbursement Confirmation). The message reads: '利用量が契約支給量を超えています。確認してください。利用量:23、契約支給量:10' (Usage exceeds the contracted disbursement amount. Please confirm. Usage: 23, Contracted disbursement: 10). The dialog has an 'OK' button.

④令和元年度 10 月実施の日中一時支援事業の報酬改定対応

令和元年 10 月より日中一時支援事業の報酬単価が改定されたことに伴い、システムの修正を行いました。

事業者システム 201804 ver. 1.5 では、令和元年 10 月提供分以降だけでなく、令和元年 9 月提供分以前についても請求可能となっています。具体的には、サービス提供年月が令和元年 9 月以前であれば旧単価で算定され、令和元年 10 月以降であれば新単価で算定される仕組みとなっています。なお、単位数単価については、令和元年 9 月以前については級地に合わせた入力（㊤3 級地なら「1072」）をし、令和元年 10 月以降については一律「1000」で入力します。